

## 水上村スポーツサイエンス施設ネーミングライツパートナー募集要項

### 1 募集目的

水上村では、民間事業者との協働の下に、村有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上（新たな事業の創出や施設の維持管理費の確保等）を図ることを目的として、村有施設の命名権者（以下、「ネーミングライツパートナー」といいます。）を以下のとおり募集します。

### 2 対象施設

- (1) 施設名称 水上村スポーツサイエンス施設
- (2) 所在地 熊本県球磨郡水上村大字湯山4 1 2 番地
- (3) 施設概要 別添「水上村スポーツサイエンス施設概要」を御覧ください。

### 3 募集概要

- (1) 命名権の対象  
「水上村スポーツサイエンス施設」の愛称
- (2) 命名条件
  - ① 公共の施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から村民の理解が得られるものとしてください。
  - ② 契約期間内の愛称の変更は、村長が特に必要と認める場合を除き、行えないものとします。
  - ③ 愛称の使用開始から一定の期間（1年間程度）は、条例上の施設名称をカッコ書きにして愛称に併記する場合があります。
- (3) 契約期間  
3年間  
※ただし、3年以上の契約期間を希望される場合も申込は可能です。提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツパートナーを決定します。  
※契約の更新を希望する場合、優先交渉権があります。
- (4) 命名権料  
1年間当たり3,000千円以上を希望（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
※命名権料は、水上村スポーツサイエンス施設の維持管理を図るために要する経費に充てます。なお、具体的な内容については、ネーミングライツパートナーと協議を行った上で決定し、公表します。  
※ネーミングライツ・パートナーは、毎年度4月1日から4月30日までの間に、当該年度分の命名権料を水上村に納付していただきます。  
ただし、年度途中で契約した場合、契約開始月の末日が最初の納入期限となります。
- (5) 愛称の使用開始予定時期  
ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。
- (6) 命名権以外の特典及び制約  
ネーミングライツパートナーには、命名権以外に以下の特典を付与します。なお、内容の詳細は、別途協議の上、決定するものとします。
  - ① 水上村スポーツサイエンス施設内外に村との協議のうえ、看板（愛称名、企業名等）を設置することができます。
  - ② 村広報紙や村ホームページ等における施設の名称は、原則として愛称を使用します（契約期間内に限ります）。なお、興行等による施設利用者から、広告物の遮蔽や命名権による愛称の不使用等の要請があったときは、期間を含めてその要請に応じることが出来るものとし、これに伴う村等からの補償は行いません。
  - ③ 水上村スポーツサイエンス施設の使用料を半額免除します。（ただし、1年間につき延べ宿泊数50泊に限ります。なお、その際の使用申込は、所定の手続きを必要とし

ます。)

(7) 名称変更に伴う費用の負担区分

区分	村	ネーミングライツ ・パートナー
敷地内外の看板の新設・変更（施設看板や案内標識）※1	○	
新たな照明付看板設置等で生じた電気代	○	
契約期間終了後の原状回復	○	
パンフレット、封筒等の村の印刷物や村ホームページの表示変更	○	

※1 敷地内外、案内標識等の新設・変更は、村や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。

(8) 応募資格

次の要件を満たす法人であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 水上村から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）でないこと。
- ⑤ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体でないこと。
- ⑥ 公序良俗に反する事業を行う団体でないこと。
- ⑦ 政治性又は宗教性のある事業を行う団体でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑨ その他、本村のネーミングライツパートナーとして不適当と認められる団体でないこと。
- ⑩ と。

#### 4 申込手続き

(1) 提出書類

申込にあたっては、以下の書類を村に提出していただきます。

- ① 水上村ネーミングライツ事業申込書【様式1】
- ② 水上村ネーミングライツパートナー申込に係る誓約書【様式2】

(2) 添付書類

- ① 国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類（納税証明書等）
- ② 法人の概要を記載した書類
- ③ 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書及び役員一覧表
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類
- ⑦ 地域・社会貢献、健康・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画（任意様式）
- ⑧ その他申し込みに関して村が定める必要書類

(3) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和8年4月20日～令和8年4月30日
- ② 受付方法 質問票【様式3】に記入の上、FAX又は電子メールにより、「9 問い合わせ先」まで提出してください。
- ③ 回答方法 村の担当者から、電話、FAX、電子メールにより、質問者様に直接回答します。（企業名等を除き、質問の概要を村ホームページにおいて公表する場合があります。）

(4) 申込期間

令和8年4月20日～令和8年5月15日

(「9 問い合わせ先」に事前に連絡をお願いします。)

※窓口にて直接提出いただくか、郵送(5月15日必着)での提出をお願いします。

(5) 提出先

水上村地方創生推進課

〒868-0701 熊本県球磨郡水上村大字岩野90番地

(6) その他

- ① 申込に要する経費等はすべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類はお返しできません。
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ④ 広告代理店を通じての申込も可能です。ただし、この場合、村から広告代理店に手数料を支払うものではありません。

## 5 選定方法

(1) 選定委員会において、各委員が次の選定基準に沿って審査し、評点の合計が最も高い応募者を、選定委員会の優先交渉候補者の選定意見とし、最終的に村において優先交渉権者を選定します。

なお、応募が一者のみであった場合も、選定委員会において村のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

### ○選定基準と配点

選定項目	審査項目	選定基準	配点
応募者について	ネーミングライツパートナーとしてふさわしいか	経営の安定性	20
		事業内容	
		地域活動への理解・貢献	
		将来性	
村民に受け入れられるか	村民に受け入れられるか	村民への知名度	20
		村民の親しみやすさ	
愛称について	村民に受け入れられるか	親しみやすさ	30
	浸透しやすいか	呼びやすさ	
契約条件について	村の希望との比較	命名権料	30
		契約期間	
合計			100

## 6 ネーミングライツパートナーの決定、公表

(1) 村は、優先交渉権者との協議を経て、ネーミングライツパートナーを決定し、ネーミングライツパートナー、施設の愛称、命名権料等を公表します。

(2) 選定結果については、すべての応募者に文書で通知します。

## 7 留意事項

(1) ネーミングライツパートナーの決定後に、ネーミングライツパートナーが「3(8) 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、ネーミングライツパートナーの決定の取消し又は契約の解除をすることができるものとします。

(2) その他、村長が必要と認めるときは募集を中止することがあります。

## 8 添付資料・様式

- (1) 水上村ネーミングライツ事業申込書【様式1】
- (2) 水上村ネーミングライツパートナー申込に係る誓約書【様式2】
- (3) 水上村ネーミングライツパートナー申込に関する質問票【様式3】

## 9 問い合わせ先

水上村地方創生推進課 担当：岩崎

電話 0966-44-0312 FAX 0966-44-0662

電子メール [a-iwasaki@vill.mizukami.lg.jp](mailto:a-iwasaki@vill.mizukami.lg.jp)

### ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号) (抜粋)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

(2) 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3) 指定暴力団 事情の規定により指定された暴力団をいう。

(4) 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。

(5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(7) 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。

(8) 准暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

(1) 指定暴力団員

(2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(3) 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの

(4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

